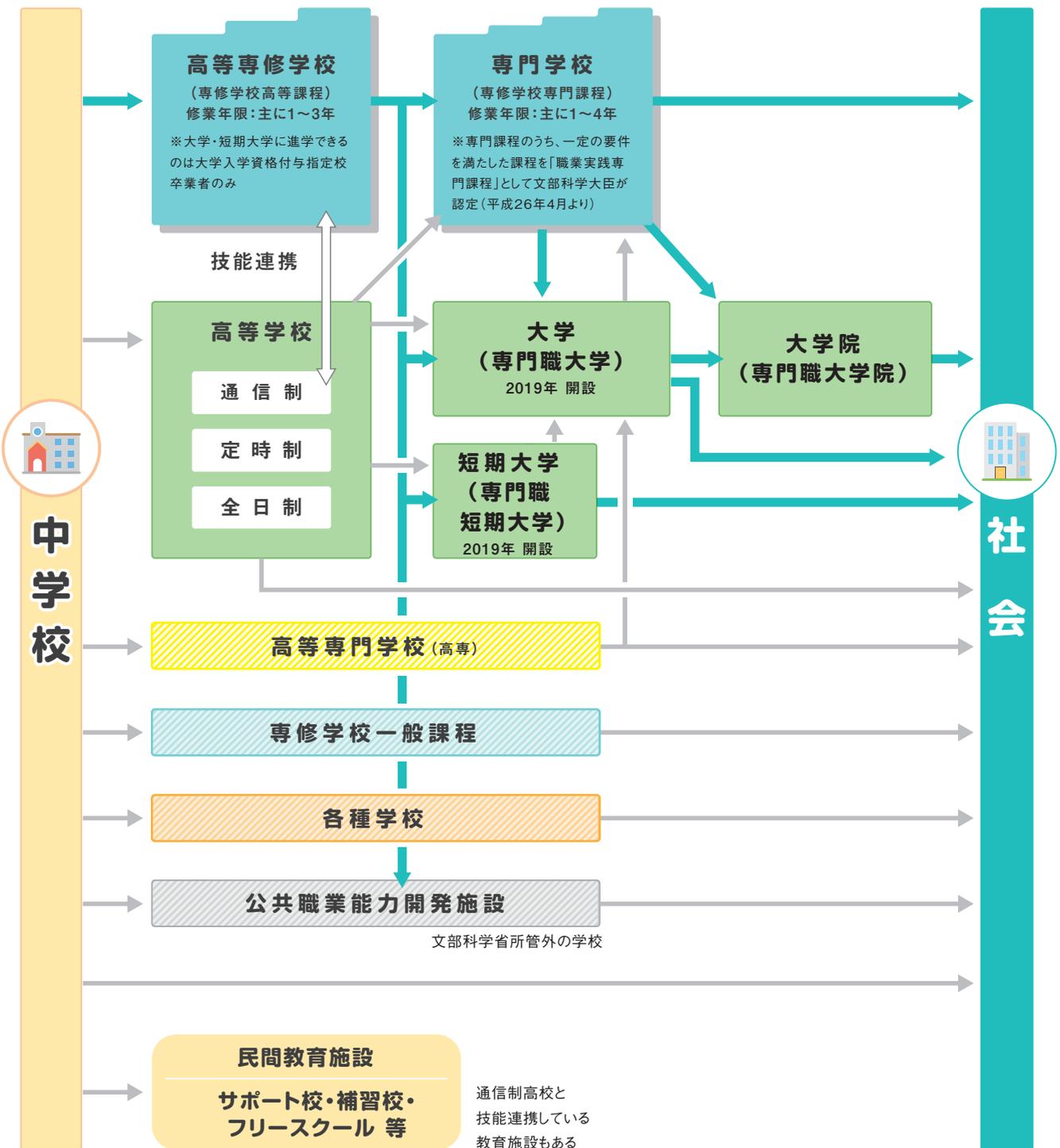


# 中学生の多様な進路

中学校卒業後、高等学校以外にも多様な進路があります。  
それぞれが、制度上の特徴を踏まえた特色ある教育活動を行っています。

## 1 中学生の進路チャート



Q 高等専修学校と高等専門学校は違うの？

高等専修学校と高等専門学校は、名称は似ていますが全く異なる学校種になります。高等専門学校は、一般的には「高専」と呼ばれている、技術者養成を目的とした5年制（商船学科のみ5年半制）の高等教育機関となります。本誌で紹介している高等専修学校は、**多様な職業に直結した教育を行う学校**で、**修業年限も多様です**。**学べる分野が幅広いこと**も、特徴の一つです。



2

進学先整理表

	高等専修学校	高等学校	高等専門学校	特別支援学校 (高等部)
法的根拠※2	学教法第124条	学教法第1条、50条	学教法第1条、105条	学教法第1条、72条
修業年限	1年以上※4	全日制：3年 定時制・通信制： 3年以上	5年※3	3年
卒業に必要な単位数 (単位時間)※6	800時間/年※4	74単位 (2590時間)	167単位※3 (5845時間)	74単位 (2590時間)
就学支援金対象	○	○	○ (第1～第3学年まで)	○
大学等進学可否	○※9	○	○	○

	専修学校一般課程	各種学校	その他 民間教育施設※1	公共職業能力開発 施設
法的根拠※2	学教法第124条	学教法第134条	—	職能法第15条の6
修業年限	1年以上	1年以上※5	—	(施設により異なる)
卒業に必要な単位数 (単位時間)※6	800時間/年	680時間/年	—	(施設により異なる)
就学支援金対象	△※7	△※8	×	×
大学等進学可否	×	×※10	×※11	×

※1：「その他民間教育施設」とは、サポート校、フリースクール、学習塾などを指します。  
 ※2：「学教法」は「学校教育法」を、「職能法」は「職業能力開発促進法」を指します。  
 ※3：商船学科のみ、修業年限は5年6か月、卒業に必要な単位数は167単位以上となります。  
 ※4：大学入学資格付与指定校の場合、修業年限は3年以上、卒業に必要な総授業時数は2590時間以上となります。  
 ※5：簡易に習得することができる技術、芸芸等の課程については、修業年限が3か月以上1年未満となります(各種学校規定第3条参照)。  
 ※6：高等学校学習指導要領及び専修学校設置基準では、1単位時間を50分とし、1単位を35単位時間として計算することを標準としています。  
 ※7：高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設が支給対象となります。  
 ※8：高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設及び告示で指定を受けた外国人学校が支給対象となります。  
 ※9：大学入学資格付与指定校もしくは技能連携校のみ、大学等に進学することができます。  
 ※10：外国の高等学校相当として告示で指定を受けた外国人学校を修了した者には、大学入学資格が認められます。  
 ※11：定時制または通信制高等学校と技能連携をしている教育施設もあります。